優良住宅部品評価基準

Evaluation Standard for Quality Housing Component

サッシ（木造住宅用サッシ）

Windows(Windows for wooden Housing)

BLE WDW:2006

２００６年７月２５日公表・施行

（２００８年１０月１日　一部追記）

財団法人 ベターリビング

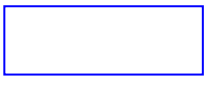

――――― 平成１７年１２月１日付で公表した「改正優良住宅部品認定基準等（平成１７年９月９日付け改正）の運用について」を示したものです。

目　　次

優良住宅部品評価基準
サッシ（木造住宅用サッシ）

Ⅰ．総則
1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

Ⅱ．要求事項
1 住宅部品の性能等に係る要求事項
1.1 機能の確保
1.2 安全性の確保
1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
1.2.3 健康上の安全性の確保
1.2.4 火災に対する安全性の確保
1.3 耐久性の確保
1.4 環境に対する配慮
1.4.1 製造場の活動における環境配慮
1.4.2 サッシ（木造住宅用サッシ）のライフサイクルの各段階における環境配慮
1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
1.4.2.3 施工時における環境配慮
1.4.2.4 使用時における環境配慮
1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2 供給者の供給体制等に係る要求事項
2.1 適切な品質管理の実施
2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
2.2.1 適切な品質保証の実施
2.2.2 確実な供給体制の確保
2.2.3 適切な維持管理への配慮
2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
2.2.4 確実な維持管理体制の整備
2.2.4.1 相談窓口の整備
2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
2.3 適切な施工の担保
2.3.1 適切なインターフェイスの設定
2.3.2 施工方法･納まり等の明確化
3 情報の提供に係る要求事項
3.1 基本性能に関する情報提供
3.2 使用に関する情報提供
3.3 維持管理に関する情報提供
3.4 施工に関する情報提供

Ⅲ．付加認定基準の評価基準
Ⅳ．附則

優良住宅部品評価基準
サッシ(木造住宅用サッシ)

Ⅰ．総則

1. 適用範囲

本基準は、木造住宅の垂直壁に使用する断熱性を有するサッシに適用する。

2. 用語の定義

a) 木造住宅用サッシ：躯体が木造で、サッシの取付け部分が木となるサッシのうち、熱貫流率が4．65W/（㎡・K）以下のサッシをいう。

b) 戸：框材等で構成されるサッシの可動部分をいう。

c) 出窓：出窓ユニットまたは出窓サッシユニットとし、床面積に算入されないもので、外壁から突出する部分の見付面積の1/2以上を窓とし、外壁からの出寸法が500㎜未満、床から300㎜以上の高さに取り付けられるものをいう。

d) 出窓ユニット：窓としての機能以外に、庇等の屋根及び窓台等が一体となった機能を有する出窓をいう。

e) 出窓サッシユニット：庇等の屋根及び窓台等が躯体として作られたものに取り付けられる、窓としての機能だけを有する出窓をいう。

f) 膳板：出窓窓台部材の室内側表面に設置される化粧板をいう。

g) 遮音型サッシ：遮音性のあるサッシで、音響透過損失の平均値が20dB以上のサッシをいう。

h) 防火型サッシ：建築基準法に基づく防火設備をいう。

i) 製造場：部品及びそのパーツを製造する場所を示す。自社工場はもとより他社の工場において製造した部品及びそのパーツについてもそれぞれ製造された場所が製造場となる。

j) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

k) 消耗品：取替えパーツの内、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持する為に交換することを前提としているもの。

l) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。

m) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

a）標準的な構成部品は表－１による。

表－１　構成部品

構成部品名	構成の別(注)	備考
枠材（上枠、下枠、竪枠）	●	
框材（上框、下框、竪框）	●	
屋根部材	●	出窓ユニットに限る。
窓台部材	●	
竪骨	△	
中骨	△	
竪桟	△	
方立	△	
無目	△	
中桟	△	
押縁	△	
気密材	△	
額縁	△	
はずれ止め	△	
戸当り	△	
戸車	△	
丁番	△	
クレセント	△	
ハンドル	△	
スライドセット	△	
引手	△	
あおり止め	△	
ストッパー機構	△	
ドア・クローザ	△	
網戸	△	
水切り	△	
鍵付きクレセント	△	
アンカープレート類	△	
小ネジ又はボルト類	△	
木ネジ又はリベット類	△	
アンカー	△	出窓ユニット、出窓サッシユニットに限る。
手摺	△	
脇板	△	

注)構成の別

●：(必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

b) 開閉形式

開閉形式は、次のいずれか又は組み合わせとする。

1) 引違い　　6) すべり出し（縦軸、水平軸）
2) 片引き　　7) 回転（縦軸、横軸）
3) 片開き　　8) 上げ下げ
4) 両開き　　9) はめ殺し
5) 内倒し　　10) その他

c) 出窓平面形状

出窓平面形状は、次のいずれかとする。

1) 台形　　2) 長方形
3) 三角形　　4) その他

4. 材料

a) 必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は表一2を標準としてその名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化し、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。

＜例示仕様＞

表-2　構成部品の材料

材料名	規格
アルミニウム合金	JIS H4100:2006 （アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）の表面にJISH8602:1992（合金の陽極酸化塗装複合被膜）のＢ種、Ｐ種又はこれと同等以上の表面処理を施したもの
プラスチック	JISK6785:1995（硬質ポリ塩化ビニル窓枠用形材）
木材	針葉樹の造作用製材の日本農林規格(JAS)、広葉樹製材の日本農林規格(JAS)、集成材の日本農林規格（JAS）
スチール	JIS G3131:2005 （熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）又はJIS G3141:2005 （冷間圧延鋼板及び鋼帯）に規定する鋼板を用い、JIS H8610:1999 （電気亜鉛めっき）に規定する３級の処理を施したもので、有色クロメート処理を行ったもの
ステンレス	JIS G 4305:2005（ 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）によるSUS304
ステンレス鋼鋳鋼	JIS G 5121: 2003 （ステンレス鋼鋳鋼品）によるSCS13
亜鉛ダイカスト	JIS H 5301:1990 （亜鉛合金ダイカスト）によるZDC2
アルミニウム合金ダイカスト	JIS H 5302:2006 （アルミニウム合金ダイカスト）によるADC12

b) サッシに用いるガラスは、表-3のJIS規格製品であるか、又はこれと同等の仕様・性能を有すると証明されたガラスを使用することとしていること。

c)

＜例示仕様＞

表-3　ガラスの規格

ガラス	JIS R3202:1996（フロート板ガラス及び磨き板ガラス）
	JIS R3203:1999（型板ガラス）
	JIS R3204:1994（網入板ガラス及び線入板ガラス）
	JIS R3205:2005（合わせガラス）
	JIS R3206:2003（強化ガラス）
	JIS R3208:1998（熱線吸収板ガラス）
	JIS R3209:1998（複層ガラス）

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

a）枠の躯体への固定

b）戸の吊り込み

c）必須構成部品の調整・検査

d）選択構成部品の取付け及び調整・検査

6. 寸法

サッシの製品に対する寸法公差は、JIS A4706:2000「サッシ」による。

Ⅱ．要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

a）サッシの気密

気密性は、「建具の気密性試験方法」に基づく試験を行い、JIS A4706:2000 「サッシ」の「５．性能」のＡ－３以上に適合すること。なお、気密性の性能による名称の別は表一４による。

＜試験：JIS A1516:1998「建具の気密性試験方法」＞

表－４　サッシの性能一覧

名称	断熱性（熱貫流率*1）	気密性	耐風圧性	水密性*2
S型	U≦2.33	A－4	S－2以上	W－2以上
1型	2.33＜U≦2.91			
2型	2.91＜U≦3.49			
3型	3.49＜U≦4.07	A－3以上		
4型	4.07＜U≦4.65			

＊1：Uは熱貫流率を表し、単位は "W／（㎡・K）" とする。

＊2 ：二重サッシにあっては、両側総合の等級でW－3（旧等級25）を確保すること。

b）サッシの水密

水密性は、「建具の水密性試験方法」に基づく試験を行い、JIS A4706:2000「サッシ」の「５．性能」のW－2 以上に適合すること。

＜試験：JIS A1517:1998「建具の水密性試験方法」＞

c）サッシの断熱

1）断熱性は、「断熱性試験方法」に基づく試験（測定又は計算）を行い、熱貫流率が、4.65W/（㎡・K）以下であること。なお、断熱性の性能による名称の別は表一 4 による。

＜試験：BLT WDW 一 01「断熱性試験（測定法）」または、BLT WDW 一 03「断熱性試験（計算法）」ただし、出窓にあっては、BLT WDW 一 02「出窓の断熱性試験（測定法）」＞

2）出窓にあっては、屋根部、窓台部は、当該地域に定める壁体熱性能相当の断熱性を有していること。

d）サッシの遮音

遮音型サッシの場合の遮音性は、「実験室における音響透過損失測定方法」に基づく試験を行い、100～2,500Hz の範囲の 1/3 オクターブバンド毎の音響透過損失の単純平均は表一 5 のとおりとする。

＜試験：JIS A1416:2000「実験室における音響透過損失測定方法」＞

表－５　透過損失

基準	備考
25dB以上 （100Hz～2,500Hz）	品確法等級3に対応
20dB以上 （100Hz～2,500Hz）	品確法等級2に対応

e）結露対策

結露水に対して対策を講じてあること。

f）開閉力

1）　開閉形式が引違い及び片引きの場合には、「建具の開閉力試験方法」を行い、JIS A4706:2000「サッシ」の「５．性能」の開閉力に適合すること。

2）　開閉形式が引違い及び片引き以外の場合には、円滑に操作できること。

＜試験：JIS A1519:1998「建具の開閉力試験方法」＞

g）クレセント等の施錠部は、円滑に操作できること。

h）ハンドル等の操作部は、円滑に操作できること。

i）引手等は、開閉しやすい形状を有していること。

j）開き戸、開き窓、回転窓等は、ストッパー機構又はこれに代わるあおり止め機構を有していること。ただし、開き戸はドア・クローザ等の自動閉鎖機構でもよい。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a）サッシの耐風圧

耐風圧性は、「建具の耐風圧試験方法」に基づく試験を行い、JIS A4706:2000「サッシ」の「５．性能」の耐風圧性の等級Ｓ－2（旧等級 120）以上に適合すること。

＜試験：JIS A1515:1998「建具の耐風圧性試験方法」＞

b）はずれ止め

開閉形式が引違い及び片引きの場合は、戸のはずれ止め機構を有していること。

c）耐薬品性

必須構成部品がプラスチックの場合には、試験体に薬品を滴下し、24時間静置後に洗浄した試験体表面の汚染が、家庭用クレンザー等で除去できること。なお、除去できない薬品がある場合には、取扱説明書等に明記し説明されていること。

＜試験：BLT WDW-04「耐薬品性試験」＞

d）出窓ユニットの膳板の強さ

膳板を有する場合の、膳板強さは、膳板中央部及び端部に加圧板（10 ㎝×10 ㎝） を介して 800N の局部荷重（荷重ピッチは原則として 200N）を加え、膳板に有害な破損がないこと。

＜試験：BLT WDW-05 「膳板強さ試験」＞

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a）形状、加工の安全

通常の使い方で開閉時に指をはさむ又はケガをする等の危険がないこと。

b）形状上の安全

見えがかり箇所は、バリ、メクレ、危険な突起物等がないこと。

1.2.3 健康上の安全性の確保

a）構成部品に使用する材料の、ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策

構成部品に使用する材料で、ホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める材料を使用する場合は、次のいずれかによること。

1）建築基準法施行令第２０条の７第１項第１号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第２号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。

2）同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。

3）夏季におけるホルムアルデヒドの発散量が、その表面積１ｍ2 につき毎時 0.005 ㎎以下のものであること。

〈試験：JISＡ1460：2001（建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法－デシケーター法、JISＡ1901：2003（建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法）、
合板の日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 233 号）の別記３の（５）、
構造用パネルの日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 238 号）の別記３の（９）、
フローリングの日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 240 号）の別記３の（８）、
単板積層材の日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 236 号）の別記３の（５）、
構造用単板積層材の日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 237 号）の別記３の（８）、
集成材の日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 234 号）の別記３の（８）、
構造用集成材の日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 235 号）の別記３の（10）〉

1.2.4 火災に対する安全性の確保

防火型サッシの場合は、次の a)又は b)の性能を有すること。

a) 建設省告示第 1360 号に示す構造方法を用いた防火設備

b) 建築基準法に基づき 20 分の遮炎性能をもつとして、国土交通大臣の認定を受けた防火設備

1.3 耐久性の確保

サッシは、耐久性を損なうこと（異種金属材料間の接触腐食、プラスチック材料の異常劣化、木材腐れ等の発生）がないように措置されていること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 サッシ（木造住宅用サッシ）のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目を明確にすること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。

b) 調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。

b) 小型化、軽量化、部品設計、ユニット組み合わせの工夫等により、材料の使用量を削減していること。

c) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。

d) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。

1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること

2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。

e) 表面処理等の製造過程時の環境汚染を防止していること。

f) 地球環境の悪化に関与する物質の発生抑制をしていること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

以下に例示するような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 梱包材料の使用量を削減していること。

b) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。

c) 梱包材が複合材のものにあっては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。

d) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。

e) 当該住宅部品を設置するために使用するシーリング材等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における 13 物質を使用していない材料、または使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

以下に例示するような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 断熱・気密性能を確保していること。

b) 厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における 13 物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。

b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取組みを行っていること。

1) 材料ごとの分離が容易であること。

2) 再資源化が容易な材料を使用していること。

3) 種類ごとに材料名の表示があること。

4) 再資源化を実施していること。

b) 廃棄時に汚染物を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

次の a)又は b)により生産管理が行われていること。

a) ISO9001、JIS Q 9001 の認定登録が維持されていること。

b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

1) 工場及び作業工程

以下の内容が明確にされていること。

① 工場の概要

ｉ）工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等

ⅱ）工場の従業員数

ⅲ）優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績

② 作業工程

ｉ）工程（作業）フロー

2）品質管理

以下の方法により品質管理が行われていること。

① 工程の管理

ｉ）製品の品質検査が工程ごとに適切に行われていること。また、作業記録、検査記録などを用いることによりこれらの工程が適切に管理されていること。

ⅱ）工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切に行われること。

② 苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。

③ 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）が適切に行われること。

④ 製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。

⑤ 必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。

ｉ）製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項

ⅱ）製品又は加工品（中間製品）の保管に関する事項

ⅲ）製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項

ⅳ）外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項

ｖ）苦情処理に関する事項

3）その他品質保持に必要な項目

① 品質管理が計画的に実施されていること。

② 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。

③ 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a）保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b）無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1）雨水の浸入を防止する機能の部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）　１０年

2）1)以外の部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）　２年

運用方針：

無償修理保証に係る部品の瑕疵に含まれる施工の瑕疵とは、部品製造の延長として位置づけられる認定企業の直接施工や認定企業の提携施工者による施工についての瑕疵をいうものであります。従って、当該部分は、施工が提携施工者等に限定される部品や施工者を限定しない部品における提携施工者等による施工について適用されます。

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。

a) 定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。

b) 製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 構成部品において、取替えパーツについて明確にしていること。

b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

1) 住宅部品の、正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。

2) 1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は住宅部品の設計耐用年数を設定していること。

c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツの交換の必要性を明らかにすること。

d)住宅部品の生産中止後においても､取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。

b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、次の内容を明確にしていること。

a) メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。

b) メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。

c) 有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。

d) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

少なくとも次の内容が設計図書に記載されていること。

a）取付寸法と標準納まり図
b）取付下地の処理
c）構成部品、ビス等の規格

2.3.2 施工方法・納まり等の明確化

a）当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。
b）標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。

運用方針：
施工方法・納まり等の明確化に関しては、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等の明確化が図られているものとします。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

少なくとも次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

a）気密・水密・断熱・耐風圧性能
b）遮音性能（選択した場合）
c）防火性能（選択した場合）
d）開閉形式
e）仕上げ・材質
f）把手の形状
g）各種寸法
h）付属部品の種類・構成
i）使用するガラスの制限に関すること
j）ホルムアルデヒド発散速度又は発散区分
（ホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料を使用する場合）
k）サッシを設置するために使用するシーリング材等にホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨

3.2 使用に関する情報提供

a) 少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。

1) 誤使用防止のための指示・警告
2) 事故防止のための指示・警告
3) 製品の使用方法
4) 使用者が維持管理するべき内容
5) 日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。）
6) 必須構成部品がプラスチックの場合の除去できない薬品等
7) 故障・異常の確認方法及びその対処方法
8) 製品に関する問い合わせ先
9) 消費者相談窓口

b) 無償修理保証の対象及び期間を記載した保証書又はこれに相当するものがわかりやすく表現されており、かつ、所有者に提供されること。

c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

運用方針：
保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当分の間、当財団において広報に努めるとともに当財団のホームページにその旨を掲載しますので、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

3.3 維持管理に関する情報提供

少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法
b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間
c) 有償契約メンテナンス体制を有している場合の内容
d) 消費者相談窓口
e) 組み込みガラスの規格、仕様

3.4 施工に関する情報提供

少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

a) 施工の範囲及び手順

1) 下地の確認
2) 枠アンカーの躯体への固定と枠アンカーとサッシ枠の固定
3) 窓、戸のつり込み、調整及び固定
4) 選択構成部品の取付け及び調整

b) 施工上の留意事項等

1) 現場での加工・組立て・取付け手順
2) 必要な特殊工具及び留意点
3) 下地の確認、取付後の検査及び仕上げ

4）取り合い部分についての標準納まり図
5）使用するガラスの制限に関すること

c）関連工事の留意事項
1）取付下地の要件及び施工方法
2）ガラスのはめ込み方法
3）その他関連工事の要件

d）品質保証に関する事項
1）施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間
2）保険の付保に関する事項
①当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。
②施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

運用方針：
・施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとします。また、無償修理保証の対象、期間等並びにＢＬ保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

・施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対してＢＬ保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるＢＬ保険制度の詳細についてホームページに掲載しますので、これを活用することができるものとします。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びＢＬ保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとします。
なお、無償修理保証の対象、期間等については、部品製造の延長として位置づけられる提携施工者等の施工の場合には、施工説明書に記載することができるものとします。

Ⅳ．附則

１．この評価基準（サッシ（木造住宅用サッシ）ＢＬＥ ＷＤＷ：２００６）は、２００６年７月２５日から施行する。

２．この評価基準の施行の日に、既に改正前の評価基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この評価基準の施行の日から３か月を超えない日までは、改正後の評価基準を適用しないものとする。

３．この評価基準の施行の日以前に、既に改正前の評価基準に従って優良住宅部品認定規程第１６条第１項の認定を受けており（２．により施行の日以後に改正前の評価基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る評価基準は、優良住宅部品認定規程第２８条第１項の期間内においては、改正前の当該評価基準を適用する。

優良住宅部品評価基準（サッシ（木造住宅用サッシ））
解　説

この解説は、「優良住宅部品評価基準（サッシ（木造住宅用サッシ））」の制定改正内容等を補足的に説明するものである。

Ⅰ　今回の制定改正内容

１．附則の追記

既認定部品が基準改正後も認定が維持されている間（認定の有効期間内）は、旧基準により認定されていることを明確にするため、附則においてその旨の文を追記した。

Ⅱ　要求事項の根拠

１．　優良住宅部品認定基準（サッシ（木造住宅用サッシ））の解説を参照。

２．　断熱性能の試験方法

断熱性能の試験方法には、測定による方法と計算による方法があり、評価は、「熱貫流率」の値により行なう。

試験方法のうち測定では、サッシ（木造住宅用サッシ）のうち出窓については別の方法を規定しており、測定による試験を行なう場合はこの基準を用いる必要がある。

出窓の測定では試験方法に基づき「躯体開口面積基準」と「実面積基準」の２つの場合で熱貫流率を求めることとしており、「実面積基準」による熱貫流率で評価を行う必要がある。

計算による場合は、「ＩＳＯ　００７７」による方法を用いることとしている。 なお、「ＩＳＯ１００７７」で用いる部材の計算プログラムについては国際的にも多数提案されている。また、「住宅の省エネルギー基準の解説：建築環境　省エネルギー機構」（次世代省エネルギー基準解説）に（社）リビングアメニティ協会で研究された計算プログラムが記載されている。

Ⅲ　その他

１．基準改正の履歴

【2006 年 7 月 25 日公表・施行】

ａ）評価基準の制定

認定基準の性能規定化に伴い、基準への適合を確認するための評価方法である評価基準を制定した。制定にあたっては、原則として従来の認定基準の評価方法とし、付加認定基準の評価方法として、以下の試験を追加した。

ｂ）出窓の追加

認定基準の出窓に関する基準の追加に伴い、出窓本体の試験方法を追加する。